昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・〇七
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・四五
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・八五
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・二四
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・六一
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・二二
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	一・九九
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一・八二
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・七三
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・六二
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五四
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・四七
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・四〇
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・三六
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・三二
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・二八
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・二五
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・二二
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・一八
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一四
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇七
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇五
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇三
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	〇・九九
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九八

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九九

二　改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による葬祭料の額として旧船員保険法第五十条ノ九第二項第一号の規定により算定された額

○厚生労働省告示第三百十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第四項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日　厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率

1　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「令」という。）第五十七条の二第四項に規定する厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる給付基礎日額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

給付基礎日額	率
二千百円未満	千六百四十分の千六百
二千百円以上二千四百三十三円未満	千八百二十分の千八百二十
二千四百三十三円以上二千七百六十七円未満	二千八十分の二千八十
二千七百六十七円以上三千百円未満	二千三百四十分の二千三百四十
三千百円以上三千三百六十七円未満	二千六百二十分の二千六百二十
三千三百六十七円以上三千五百六十七円未満	二千七百八十分の二千七百八十
三千五百六十七円以上三千八百円未満	二千九百四十分の二千九百四十
三千八百円以上四千六十七円未満	三千百四十分の三千百四十
四千六十七円以上四千三百三十三円未満	三千三百三十分の三千三百二十